

平成22年度 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	道路	一般国道9号 出雲・湖陵道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 出雲・湖陵道路は、一般国道9号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした島根県出雲市知井宮町から出雲市湖陵町三部に至る延長4.4kmの自動車専用道路である。	平成20年度 事業化	事業採択後 3年未着工	事業継続	
2	道路	一般国道9号 多伎・朝山道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 多伎・朝山道路は、一般国道9号の交通隘路区間の解消及びリダンダンシーの確保等を目的とした島根県出雲市多伎町久村から島根県大田市朝山町朝倉に至る延長9.0kmの自動車専用道路である。	平成18年度 事業化	※ 事業採択後 5年継続中	事業継続	
3	道路	一般国道9号 朝山・大田道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 朝山・大田道路は、一般国道9号の交通隘路区間の解消及びリダンダンシーの確保等を目的とした島根県大田市朝山町朝倉から大田市久手町刺鹿に至る延長6.3kmの自動車専用道路である。	平成19年度 事業化	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	事業継続	
4	道路	一般国道9号 静間・仁摩道路	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約750kmの主要幹線道路である。 静間・仁摩道路は、一般国道9号の交通隘路区間の回避及び交通安全の確保等を目的とした島根県大田市静間町から大田市仁摩町大國に至る延長7.9kmの自動車専用道路である。	平成20年度 事業化	事業採択後 3年未着工	事業継続	
5	道路	一般国道2号 玉島・笠岡道路	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。 玉島・笠岡道路は、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした延長4.5kmの道路である。また、地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成するものである。	平成13年度 事業化	※ 事業採択後 10年継続中	事業継続	
6	道路	一般国道2号 玉島・笠岡道路（Ⅱ期）	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。 玉島・笠岡道路（Ⅱ期）は、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした延長9.4kmの道路である。また、地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成するものである。	平成20年度 事業化	事業採択後 3年未着工	事業継続	
7	道路	一般国道2号 笠岡バイパス	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。 笠岡バイパスは、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保等を目的とした延長7.6kmのバイパスである。また、地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成するものである。	昭和63年度 事業化 平成20年度 再評価	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	事業継続	
8	河川	旭川特定構造物改築事業 (百間川河口水門)	旭川は、岡山県中央部に位置し、下流部は人口・資産が集中している岡山市街地を貫流する流域面積1,810km ² 、幹川流路延長142kmの一級河川である。 この旭川の放水路である旭川放水路（百間川）の河口部の現況流下能力は、計画高水流量2,450m ³ /sに対して約5割しかなく、流下能力上ネックとなっている。 このため、本事業は、その対策として百間川河口水門の増築を行い、旭川放水路（百間川）の改修事業効果を発現し、岡山市街地の治水安全度を向上を図るものである。	平成13年度 事業着手	※ 事業採択後 10年継続中	事業継続	

※事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

実施要領が改定され「長期間」とは平成21年度までは「10年間」、平成22年度からは「5年間」となったため年数は一定値とならない。（年数：5～10年）